

合志市地域公共交通協議会【平成 20 年度第 5 回】

[日 時] 平成 20 年 10 月 22 日（水曜日） 午前 9 時 30 分

[場 所] ヴィーブル 2 階研修室

[出席者] 別紙のとおり

1. 開会

全員起立によりあいさつ

2. 協議会会長中園副市長よりあいさつ

ご出席ありがとうございます。今回は、熊本電鉄より、バス路線再編について説明をいただきました。委員の皆さまからは、代替交通手段としてタクシー方式の導入などについて、ご意見がありました。運輸局からは、交通会議として検討もできるとの助言もありましたので、私のほうでその検討方法について引き取らせていただいております。また、前回未協議になりました計画書第 4～5 章についてご審議いただきますので、よろしく願いいたします。

※会議資料の確認

3. 議題

(1) 熊本電鉄株のバス路線廃止への対応について

中園会長：まず、議題（1）について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：資料に基づき説明。来年度以降、計画に基づく交通社会実験を進めて、代替交通手段を検討していくこととなります。

小田原委員：今回のバス路線撤退について、営業所や本社には数件の苦情・要望がありました。合志市関連では、竹迫周辺から「交通センター行きの直行バスがなくなったので不便になった」やすすかけ台から「堀川経由交通センター行きがなくなった。空いているバス路線だったのでよかったのに。」などの電話がありました。また、市の回覧をみて、内容の質問が多くありました。全般的に、なくなったので非常に困るというような苦情よりも質問などの問い合わせが多くありました。

中園会長：ご意見などはありませんか。

松永委員：路線廃止に至るまでには、様々な経緯があったと思いますが、会社として反省する点もあると思います。バス路線が廃止されれば、今後、高齢化社会が進む中で利用者が不利益を受けますので、今回のようなバス路線の再編があるような場合は、このような協議会などに事前に相談などをして、そのような事態にならないように、公共交通機関としての社会的責務を果たしていただきたいと思います。

中園会長：ありがとうございました。先程の説明資料にもありましたが、今後は、このような事態がないように、対応も後手にならないような体制をつくっていきたいと思います。

杉野委員：熊電さんのバス路線廃線は仕方ないことと思います。利用者が一番困っているので、乗合タクシーなど導入など、早急な対応について検討を進めていただきたいと思います。

中園会長：他になければ、関連して熊電バスの翔陽高校線の対応について、事務局より説明をいたします。

事務局：資料に基づき説明。市内部の検討により、路線の維持存続について決定し、他自治体の協力が得られない場合も単独での運行をすることを説明。

中園会長：廃止路線の中で、翔陽高校線のみ維持し、今後の学校区再編も考慮していくこととなります。

松永委員：どれくらいの利用者がいますか。

事務局：現在の翔陽高校線で約 30 名の利用があります。今後、大津高校が通学校区内になりますので、さらに利用が見込めます。

中園会長：他にご質問がなければ、次の議題に入ります。

(2) 公共交通事業案について（本編第 4 章～5 章素案）

中園会長：議題（2）について事務局より説明をお願いします。

事務局：資料に基づき説明。

中園会長：第 4 章についてのご意見はありませんか。

杉町委員：49 ページの成果目標について、総合計画を基本としておられると思いますが、例えば指標 5 は、既に目標値を達成していることになっています。数値の考え方についてコメントをいただきたいと思います。

事務局：総合計画を見ていただくと、53 ページに目標値を設定しています。ここでは、平成 18 年度の現状値において、数値が下がらないことを目標値としています。

松永委員：ここでの数値ですが、バスを使って円滑に移動できているとする市民の割合は、逆に不便と思う割合が多いように思います。アンケートの方法にもよるとは思います。

中園会長：市民アンケートについて補足説明をお願いします。

事務局：総合計画を策定したときに、まず目標設定をしました。指標がとれない場合は、このようなアンケート調査の結果を指標としています。毎年、市民 3,000 人を無作為抽出してアンケート調査をしています。ここでは、68.5%となっていますが、今回のようにバス路線廃線があれば、数値は変わってくると思われます。

松永委員：アンケート調査の回収率はどうですか。

事務局：約 42%となっています。

吉永委員：総合計画やマネジメントシートをつくる上で、数値の設定は議会でも多くの議論がありました。基本計画をつくるために数値を求めたため、抜粋したアンケート調査によるアバウトな数値となっています。本当にこの数値でいいのか、目標値もこれでいいのかは、議論がありました。基本計画を認めた中で、この目標値でいこうということになっていますので、数値の訂正などはできないと思います。しかし、市議会では、今後もこの数値に関しては随時見直しをしていくように提案しています。本協議会でも、とりあえずこの成果目標でいくしかないと思います。ただ、この協議会では、どれだけ便利なものをつくりあげるかを念頭において、数字を追いかけるようなことにならないようにしていってもらいたいと思います。

中園会長：市民感覚的には、この数値設定はおかしな感じがしますので、丁寧に説明をしていきたいと思います。他にご意見がなければ、第5章の説明をお願いします。

事務局：資料に基づき説明。

中園会長：第5章について、ご意見ををお願いします。

宮崎委員：翔陽高校線については、優先的に取り組まれることとなっていますが、実験予定地域でも優先順位をつけていくことはできないでしょうか。

事務局：公的な補助による実験となりますので、費用の問題もありますので、優先順位の高いところや路線バスがなくなるところなどについて検討をしていきます。ここでは、実験予定地域は挙げていますが、具体的にどこを優先するかなどの検討は今のところ行っていません。

中園会長：優先順位の協議はここに諮るのでしょうか。

事務局：優先順位の設定などは、まだ検討していませんが、方法や進め方については本協議会においてもご相談しながら行っていきたいと考えております。

溝上副会長：実験をする場合、成功するところを対象にするように考えがちですが、実験はそうではないと思います。どこにどういうサービスを行うとどういう利用が見込まれるかという仮定のもとに実験し、その仮定が正しかったかを検証する目的がまずひとつ。もうひとつは、実験してみて想定外のことがあるかどうかなどの様々な要素について見出す目的があります。実験は成功するところばかりを行うのではなく、失敗の原因がわかるために実験することも重要です。

松永委員：実験する場合、合志市内でも地域性が違います。現在でも公共交通に関して不便な地域がありますので、実験によって多くの人がかかる地域ばかりではなく、利用が少なくても必要な地域にもっと便利なものができるようにしていただきたいと思います。

吉永委員：利用者数が少なくても、利用頻度が上がれば効率的な運行はできますし、タクシー方式やその他様々な運行の実験を検証し、その地域に合う、より効率的で効果的な交通手段を確立していけばよいと思います。数字を追うだけの

計画や取り組みにならないようにしていただければと思います。

溝上副会長：実験の意義は、先程お話したとおりです。本番では、違います。昨今では効率性が重んじられ、全体として運行時間の短縮や利用者の多い地域にのみバス路線があり、利用者の少ない地域は路線の廃線などが進み、全く公共交通機関を利用できない人が多くなってきています。そういう人たちを少なくする、いわゆる利便性の高い地域と低い地域の差を小さくなるようにする事が必要です。その仕組みをどうするかを、この協議会のそれぞれの立場で考えていく事が、私たちの役目だと思います。実験の段階では、そのようなことはあまり考えないほうがよいと思います。

溝上副会長：53ページの統合時刻表については、すぐに取り組みます。これは、特に効果的だと思います。一度も公共交通機関を利用した事がない方は、例えば都心部に行こうとする場合に、どこからどの交通機関を利用できるのかが分からないために、最初からマイカーを利用してしまいます。そうすると、マイカー利用が習慣になってしまいます。ですから、これを実験ではなく、行政が住民サービスとして早く取り組むべきだと思います。また、54ページのお出かけコンセルジュについても、市役所の窓口などで、住民登録に来た方などに公共交通機関の利用方法などを案内できるように職員を育成しておくなどすれば、効果的だと思います。特にマイカーの利用が多く、公共交通機関も利用可能な市南部の団地などは、支所にそういう職員を育成しておけばよいのではないかと思います。また、通勤方法をアドバイスするというような看板などで周知すれば、より効果的だと思います。業務の傍らで、職員も大変でしょうが、究極の行政サービスだと思いますので、是非取り組んでいただきたいと思います。

中園会長：今の件で、すぐに取り組みめるのではとのことですが、事務局としてはどうですか。

事務局：できるものについては、早急に取り組んでいきたいと思います。

杉町委員：53ページの企業通勤バスの共同運行に関連して、近隣の工業団地を含め、近隣自治体と協力して合同の協議会を設置するなど、より広域的な取り組みにつなげるような考えはあるでしょうか。それとも、現時点ではあくまでも本地域の企業の取り組みとして、側面からサポートするに留めておくのか、お考えはどうでしょうか。

事務局：近隣自治体の状況としては、大津町は近いうちに法定協議会を設置されます。菊陽町は法定協議会設置の予定は、今のところないようです。菊池市は、道路運送法上の交通会議はありますが、法定協議会を設置せず、交通計画策定の予定はないようです。将来的には広域的な取り組みにつなげていきたい考えはありますが、現状では当面、合志市の公共交通網の確立に向けた取り組みをしっかりと行っていきたいと考えております。近隣自治体の担当者レベルでは、そのようなことも話しています。

杉町委員：合志市が先行的に取り組まれていますので、広域的な取り組みに関しても運輸支局としては期待しております。

溝上副会長：関連して、広域行政のとりまとめとして、熊本県ではこの取り組みに関して、どのような考え方や位置づけをされているのか、お伺いしたいと思います。

山崎委員(山本委員代理)：先般当市で開催されたエコヘルシー通勤講演会を踏まえて、企業の取り組みがなされようとしています。また、近隣自治体でも交通の法定協議会が設置されてきています。熊本県でも、事務レベルでそのような集まりをしようということになりました。現在、菊池地域振興局の総務振興課が窓口となって、進めたいと考えております。その折には、溝上先生にもご相談し、合志市にもお知らせをしたいと思っております。

中園会長：セミコンテクノパークの交通問題は、菊池地域にとって重要な課題ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

村上委員：乗合タクシーの実験に関してですが、事業者の申請と許認可に最低でも3ヶ月の期間を要しますので、ご配慮をよろしくお願いいたします。

中園会長：第5章に関して、他になれば、次の議題に入ります。

(3) 公共交通計画本編第6章の素案について

中園会長：議題(3)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：資料に基づき説明。

中園会長：ご意見をお願いいたします。

吉永委員：環状ルートの考え方ですが、御代志・辻久保間は国道387号を路線バスが運行していますので、辻久保から野々島中央公民館を回り、西合志庁舎を経由して、御代志につながるようなルートの設定はできないでしょうか。それにミルクランバスを加えるようにしてはどうでしょうか。

事務局：そのルートも検討のひとつだと思いますので、実験で取り組んでみたいと思います。環状ルートをどのようにするかは、その上で検討が必要だと思います。

吉永委員：この案では、西合志区域が環状ルートに入っていないように思いますので、検討をお願いします。

事務局：環状ルートの案として、実験の中で検証していきたいと思っております。

溝上副会長：運輸局さんに質問ですが、翔陽高校線の例もそうですが、複数の自治体をまたぐような路線を運行しようとした場合、今後、費用負担や補助などの考え方はどのようになるのでしょうか。

村上委員：複数の自治体をまたぐ場合の負担割合などの考え方は、国の定める指針などはありません。現実には利用状況や運行距離などで、応分負担をする場合や、他自治体の区間を単独で運行されているケースもあると思っております。

溝上副会長：今後、それぞれの自治体で公共交通を維持していこうとしていますので、複数の自治体で運行するケースが増えてくると思います。その場合に、運行費の負担割合などは、大きな要素になってくると思います。

杉町委員：広域的な取り組みに関しては、県にもご協力をいただければと思います。他自治体に運行の乗り入れがある場合は、双方の合意が必要だと思います。できれば広域的は協議会があれば、なお良いと思います。

中園会長：次の議題に入ります。

(4) その他

中園会長：議題（4）の①について説明をお願いします。

事務局：資料に基づき説明。

中園会長：ご意見などはありませんでしょうか。なければその他の②についてお願いします。

事務局：資料に基づき説明。

吉永委員：個人的には、「One Man、One Ride 人にも環境にも優しい公共交通まちづくり」などがよいと思います。

中園会長：この案をたたき台にして、検討をしていきたいと思います。

事務局：補足ですが、第4章49ページの成果目標の指標ですが、数値設定の考え方を、分かりやすいように解説などを加えていきたいと思います。続けて、第4回会議録について、加筆や修正があればお願いいたします。

中園会長：なければ、次をお願いします。

事務局：次回の第6回協議会は、平成20年11月26日（水）午前9時30分から、合志庁舎又はヴィーブルで開催します。

中園会長：これで本日の議題を終わります。長時間ありがとうございました。

事務局：長時間にわたり慎重にご協議いただき、ありがとうございました。これで第5回の協議会を閉会いたします。

4. 閉会（11時35分）